

秋田市公文書管理条例附則第3項および第4項

(秋田市公文書管理条例から抜粋)

附 則

- 3 施行日の前日において現に保存されている文書のうちその保存期間が永年とされているもの(以下「永年保存文書」という。)であって、当該永年保存文書の保存されてきた期間が既に市長が別に定める期間を経過しているものについては、施行日をもって特定歴史公文書等とみなす。
  
- 4 施行日の前日において現に保存されている永年保存文書であって、施行日以後においてその保存されてきた期間が市長が別に定める期間を経過するものについては、当該期間を経過する日をもって当該永年保存文書を特定歴史公文書等とみなす。